

基本原理の確認

- 平等適用【教科書 258 頁】
- 軍事的必要性・人道性【教科書 304-306 頁】

「不法戦闘員」【教科書 344 頁】

- 米政府の当初の主張 2002 年 2 月 7 日のブッシュ大統領決定 ([US Digest 2002](#), pp. 976-977)
 - 武力紛争法はアルカーイダのテロリストに適用されない
 - ◇ アルカーイダは GC の当事者ではない
 - タリバーン兵は [GCIII](#) 4(2) の捕虜資格を有さない
 - ◇ 文民と区別せず、戦争の法規慣例に従って行動していない。
- その結果 グアンタナモ基地における拘留
 - “Even though the detainees are not entitled to POW privileges, they will be provided many POW privileges as a matter of policy.” (上記ブッシュ大統領決定、p. 978)
- アルカーイダ 武力紛争法は適用されない
 - 「テロとの戦い」の必要性
 - ◇ 領域国による取り締まりを期待することができない
 - 国家間武力紛争 ([GC](#) 共通 2 条) として扱うことはできない
 - ◇ いかなる国家の指示・支援・統制も受けずに行動する
 - ◇ 領域支配を目指していない
 - ◆ [API](#) 1 条 4 項 “fighting [...] in the exercise of their right of self-determination” といえるか？【教科書 277-282 頁】
 - 非国際武力紛争 ([GC](#) 共通 3 条) として扱うのも困難
 - ◇ 被害国 (米) は自国外 (アフガニスタン) で反撃する
 - ◇ 「反乱団体」のように国家に類似した扱いをすることが不可能
 - ◆ [GC](#) 共通 3 条 “Party to the conflict” Party というに値する組織性
 - ◆ [APII](#) 1 条 “dissident armed forces or other organized armed groups, which, under responsible command, exercise such control over a part of its territory as to enable them to carry out sustained and concerted military operations and to implement this Protocol” といえるか？
 - 批判 武力紛争を前提として暴力行為を正当化しつつ、武力紛争法からは逃れようとしている。
 - ◇ ハムダン事件判決【判例国際法 (第 3 版) 164D】

- ◆ “not of an *international character*”の意味
- ◆ 「国内的武力紛争」として発展してきた経緯と齟齬？
- アルカーイダ兵の地位 ハムダン判決後
 - ◇ 領域国が被害国の武力行使に同意する場合
 - ◆ テロリストが組織的に抵抗 →非国際武力紛争
 - ◆ 組織的抵抗がない →刑法
 - ◇ 同意しない場合
 - ◆ 国際武力紛争
 - ◆ テロリストは文民 [GCIV](#) 4(1)(4), 5(1)(2), API 51(3)
- タリバーン兵の地位
 - 米の主張に一理あり（参照、API 44）
 - しかし、一律に捕虜資格を否定するのは不当
 - いずれにせよ、
 - ◇ 文民として保護されない場合でも、共通 3 条の保護はある
 - ◆ [ニカラグア判決](#)【判例国際法（第 3 版）157】 パラ 218 国際武力紛争法でも適用
 - ◆ ハムダン判決【判例国際法（第 3 版）164D】
 - ◇ 拘束を続けるのであれば、いずれかが必要
 - ◆ 違法戦闘行為の責任を問う刑事手続を開始
 - ◆ 安全上の脅威をもたらすことを個別に審査
 - ◆ いずれの場合も、適正手続の要請
 - オバマ政権、グアantanamoでの拘留を終了させると発表したが、議会が拒否

直接参加【教科書 343 頁】

- 文民であったとしても、「直接参加」（API 51(3)）していれば攻撃対象に
- 「直接参加」とは？
 - [Prosecutor v. Strugar](#), ICTY, IT-01-42-A, Appeals Chamber, Judgment, 17 July 2008.
 - ◇ クロアチアの Dubrovnik 市職員を運ぶ運転手
 - ◇ それら職員が戦闘行為に参加する際に運んでいたとの証言あり。本人は否定。
 - ◇ ただし、当該運転手が攻撃されたのは、自宅を出て職場に向かう途中
 - ◇ 「直接」参加ではないと判断される
 - 批判
 - ◇ 非現実的 最新の軍事技術は文民化が進んでいる

- ◆ 兵站・兵器開発に携わる者は「直接」参加していると考えべき
- ☆ 危険
 - ◆ 「直接参加」の範囲を絞りすぎると、文民の地位を濫用して攻撃する者を利することになり、文民全体の保護が脅かされる

以上